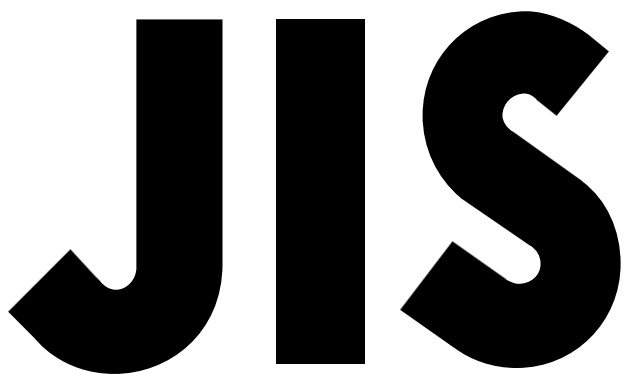




家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－
第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の
個別要求事項

JIS C 9335-2-40 : 2022

(JEMA)

令和 4 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株 式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.10.20 改正：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	3
3 用語及び定義	4
4 一般要求事項	11
5 試験のための一般条件	11
6 分類	12
7 表示, 及び取扱説明又は据付説明	12
8 充電部への接近に対する保護	18
9 モータ駆動機器の始動	18
10 入力及び電流	18
11 温度上昇	18
12 (規定なし)	24
13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	24
14 過渡過電圧	24
15 耐湿性等	24
16 漏えい電流及び耐電圧	25
17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護	26
18 耐久性	26
19 異常運転	26
20 安定性及び機械的危険	30
21 機械的強度	31
22 構造	31
23 内部配線	41
24 部品	41
25 電源接続及び外部可とうコード	42
26 外部導体用端子	42
27 接地接続の手段	43
28 ねじ及び接続	43
29 空間距離, 沿面距離及び固体絶縁	43
30 耐熱性及び耐火性	43
31 耐腐食性	43
32 放射線, 毒性その他これに類する危険性	44
附属書	49
附属書 D (規定) 感熱式モータ保護装置	49

	ページ
附属書 I（規定）機器の定格電圧に対して十分な基礎絶縁をもたないモータ	49
附属書 AA（規定）機器の周囲温度	50
附属書 BB（規定）冷媒の物性情報	52
附属書 CC（参考）可燃性冷媒を使用する機器の輸送，表示及び保管	54
附属書 DD（規定）可燃性冷媒を使用する機器の取扱説明書，保守説明書及び据付説明書への記載要求事項	55
附属書 EE（規定）圧力試験	64
附属書 FF（規定）冷媒の模擬漏えい試験	67
附属書 GG（規定）充填限度，換気及び二次回路への要求事項	69
附属書 HH（参考）サービス人員の資格	93
附属書 II（規定なし）	96
附属書 JJ（規定）A2L 冷媒における燃焼防止のためのリレー及び類似部品の許容開口部に関する要求事項	97
附属書 KK（規定）A2L 冷媒に対する高温表面着火温度の試験方法	98
附属書 LL（規定）A2L 冷媒用冷媒検知システム	102
附属書 MM（規定）冷媒センサ位置確認試験	104
附属書 NN（規定）A2L 冷媒のフレームアレスタのきょう（筐）体検証試験	106
附属書 OO（規定）紫外線照射の条件	108
附属書 JAA（規定）エラストマ部品の劣化試験	109
参考文献	111
附属書 JBB（参考）JIS と対応国際規格との対比表	112
解 説	119

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 9335-2-40:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 9335 規格群（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性）は、約 100 規格に及ぶ部で構成されているが、この規格では省略した。

なお、全ての部の構成は、**JIS C 9335-1** の“まえがき”に記載されている。

白 紙

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の 個別要求事項

Household and similar electrical appliances—Safety— Part 2-40: Particular requirements for electrical heat pumps, air-conditioners and dehumidifiers

序文

この規格は、2018 年に第 6 版として発行された IEC 60335-2-40 を基とし、我が国の配電事情を考慮し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、附属書 JAA は、対応国際規格にない事項である。また、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JBB に示す。

この規格は、JIS C 9335-1:2014 と併読する規格である。

この規格の箇条などの番号は、JIS C 9335-1:2014 と対応している。JIS C 9335-1:2014 に対する変更は、次の表現を用いた。

- “置換” は、JIS C 9335-1:2014 の該当する箇所の要求事項を、この規格の規定に置き換えることを意味する。
- “追加” は、JIS C 9335-1:2014 の該当する箇所の要求事項に、この規格の規定を追加することを意味する。
- “修正” は、JIS C 9335-1:2014 の該当する箇所の要求事項に、この規格の規定を修正することを意味する。

変更する箇所に関する情報が必要な場合には、これらの表現に続く括弧書きで示す。

JIS C 9335-1:2014 に追加する細分箇条番号は、JIS C 9335-1:2014 の箇条番号の後に“101”からの番号を付け、図番号及び表番号は、“101”からの連続番号を付ける。追加する附属書番号は、AA、BB などと記載する。

1 適用範囲

置換（箇条 1 の全てを、次に置き換え適用する。）

この規格は、定格電圧が单相の場合は 250 V 以下、その他の場合は 600 V 以下で、電動圧縮機をもつヒ